

フードデリバリー配達員の就業環境整備に関するガイドライン

1. 基本的枠組み

1.1. 背景

新型コロナウイルスの影響もあり伸長しているフードデリバリーサービス産業（以下、「本産業」という）は、今後のポストコロナの時代を見据え、さらなる発展を図ることが期待されている。本産業においては、配達員が個人事業主として、個別の配達ごとに契約して業務にあたるという新しい働き方が浸透してきている。

一方で、これまでにない働き方であるため、フードデリバリー・デジタル・プラットフォームへの登録停止や報酬額変更といった配達業務に係る就業条件、白ナンバー対策といった業務遂行への対応、賠償責任保険や傷害保険の付保といった安心・安全な就業環境の確保等に関する懸念も、配達員から挙がっている。

1.2. 目的

本産業が今後持続的に発展し、本産業に求められる社会的な使命を果たすために、事業者が配達員との適切な関係を構築し、安心・安全に配達業務に従事できるようにすることが必要不可欠である。そこで、一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会（以下、「協会」という）は、1.1でみたような背景もふまえ、配達員の登録及び登録停止の適正化、配達員の配達業務の条件の適正化、配達員による適正かつ円滑な業務遂行のサポート及び配達員が安心・安全に働ける環境の整備その他の就業環境整備のために会員企業及び協会が取り組むべきことに関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という）を策定することとする。

1.3. 策定

ガイドラインは、協会に設置された配達パートナー就業環境整備委員会（以下、「委員会」という）において、協会の理事を委員長に、会員企業、外部専門家、オブザーバーによる議論を経て、協会の理事会で決定されたものである。また、ゲストスピーカーとして公正取引委員会が参加した。委員会への参加者及び開催実績については、別紙にて記載する。

なお、ガイドラインは、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月26日 内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）」（以下、「フリーランスガイドライン」という）及び、一般社団法人プロフェッショナル＆パラレルキャリア・フリーランス協会（以下、「フリーランス協会」という）が公表した「フリーランス・副業人材の仲介事業者のための手引き（令和3年8月）」を参考にして策定されたものである¹。

委員会にはフリーランス協会が外部専門家として参加し、ガイドラインの内容について、フリーランス協会が配達員を対象に実施した「フードデリバリー実態調査（フリーランス白書2022 第三章）」の結果も踏まえ議論が行われた。

1.4. 対象

配達員が個人事業主として、個別の配達ごとに契約して業務にあたるという新しい働き方が浸透している状況に鑑み、ガイドラインは、配達員が個人事業主と

¹ フリーランス協会の手引きは、厚生労働省による「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」も参照して策定されたものである。

してフードデリバリー・デジタル・プラットフォームに登録して行っている配送業務を対象とする。

1.5. 位置づけ

ガイドラインは、個人事業主である配達員の就業環境を整備するため、事業者が準拠することが望ましいと考えられるポイントを示すものとして定める。事業者は、ガイドラインに準拠した自主ルール策定や施策の実施を行うよう努めることとする。

1.6. ガイドラインへの対応状況の報告

事業者は、年に1回、ガイドラインへの対応状況を自己点検することとする。また、その結果を自主的に委員会に報告することとする。

1.7. 見直し

協会は、ガイドラインの内容について、事業者における対応状況の確認方法や、協会の事業者への働きかけの方法を含めて、継続的に見直しを行うこととする。

1.8. 定義

「事業者」とは、フードデリバリー・デジタル・プラットフォームを営み、自社において食料品等の配送業務を手配、委託又は実行する、協会の会員企業をいう。

「配達員」とは、各事業者が使用する呼称、及び事業者との契約形態のいかんを問わず、第三者からの注文物を飲食店等から注文者の指定場所まで配達する者であって、個人事業主としてフードデリバリー・デジタル・プラットフォームを活用している者をいう。

「フードデリバリー・デジタル・プラットフォーム」とは、情報通信技術やデータを活用して、第三者に対し、食料品等の注文に係るマッチングの場を提供するオンラインサービスをいう。

「配達業務」とは、配達依頼を受託してから飲食店等で注文物を受け取り、注文者の指定場所まで配達するまでの業務をいう。よって、配達依頼を受けるための待機や、配達を完了してからの移動などは、配達業務には含まれない。

1.9. 事業者と配達員との関係

事業者は、配達員を対等な立場の個人事業主として尊重し、フードデリバリーサービス事業を遂行するものとする。

事業者は、配達員との間において、配達員のフードデリバリー・デジタル・プラットフォームへの登録にともなう登録関係と、個別の配達業務の実施の際の業務委託契約関係又は業務仲介関係があることを理解し、それぞれの関係について関係法令との抵触が生じないように十分な注意を払うものとする。

事業者は、事業の遂行に必要な情報提供（注文者、飲食店及び第三者に対する責務を果たすために求められる情報の提供を含む）を除き、配達員に対する指揮、命令及び監督は行わないものとする。

なお、労働関係法規（労働基準法、労働組合法など）は、配達員に労働者性が認められれば適用されるものであり、事業者は、「フリーランスガイドライン」の「第

5 現行法上「雇用」に該当する場合の判断基準」に記載された労働者性の判断基準に十分留意するものとする。

また、労働者性は、業務遂行の実態によって判断されるものであり、労災保険に特別加入している配達員であっても労働者性が当然に否定されるものではないことに、事業者は十分留意するものとする。

2. 事業者における取り組み

2.1. 配達員の登録及び登録停止の適正化に関する取り組み

2.1.1. 配達員の登録事項の明示

事業者は、配達員に対して、フードデリバリー・デジタル・プラットフォームに登録をするにあたって必要な以下の事項（以下、「登録事項」という）を、あらかじめ通知することとする。

- ① 配達員が提供する業務の概要
- ② 配達員が得られる報酬の体系
- ③ 配達員が負担すべき手数料等の費用の概要
- ④ 配達業務に必要な法律上の要件
- ⑤ 配達業務に必要な機材等
- ⑥ 登録アカウントを一時又は永久停止する条件
- ⑦ その他配達員に適用されるフードデリバリー・デジタル・プラットフォームの利用条件・規則等の重要事項

通知は、配達員において、当該通知内容を保存し、又はいつでも参照することが可能であれば、電磁的方法によって行うこともできることとする。

2.1.2. 配達員の登録事項の変更

事業者は、2.1.1.で規定する登録事項に関して変更をする場合は、配達員に対して、あらかじめその内容を通知することとする。ただし、以下の場合には、その限りでない。

- ① 軽微な変更を行う場合
- ② 法令等により、速やかに登録事項の変更を行う必要がある場合
- ③ 詐欺その他不正な行為に対応する場合

通知は、配達員において、当該通知内容を保存し、又はいつでも参照することが可能であれば、電磁的方法によって行うこともできることとする。

2.1.3. 配達員の連絡先情報の登録

事業者は、配達員に対して、電話番号やメールアドレスなど本人に確実に連絡が取れる連絡先情報を登録させることとする。また、必要に応じて緊急連絡先も登録させることとする。

2.1.4. 配達員の本人確認

事業者は、配達員に対して、連絡手段の確保や心身の安全の確保のため、登録時に公的身分証明書等により本人確認を行うこととする。また、登録後なりすましなどが発生しないように本人確認を行うよう努めることとする。

2.1.5. 登録アカウント停止の条件提示

事業者は、配達員に対して、2.1.1で規定する登録アカウントを一時又は永久停止する条件を通知する際には、登録時において、明確かつ平易な表現で行うこととする。また、登録後においても、いつでも容易に参照可能な状態にすることとする。

条件の提示においては、フードデリバリーサービス事業が発展段階にあり、想定外の事案が発生する可能性もあることに鑑み、「その他前号に準じる事由」や「その他やむを得ない事由」のような一般条項を設けることを妨げない。ただし、具体的な事由として特定が可能となった場合には、速やかに提示することとする。

通知は、配達員において、当該通知内容書面を保存し、又はいつでも参照することが可能であれば、電磁的方法によって行うこともできることとする。

2.1.6. 登録アカウント停止の措置

配達員の登録アカウントの一時又は永久停止にあたっては、事業者は、その理由を付した上で、配達員に通知することとする。ただし、以下の場合は、その限りではない。

- ① 配達員等による詐欺的な不正行為を助長してしまう場合
- ② 注文者、飲食店、事業者等の関係者に不利益が及ぶ場合
- ③ 法執行機関等からの要請があった場合
- ④ その他事業運営上やむを得ない場合

2.1.7. 登録アカウント停止の質問等への対応

事業者は、アカウント停止の対応への質問や懸念事項がある配達員に対して、問い合わせの窓口を設置し、質問や懸念事項を聴取して電子書面等によりこれに回答するなど、事案の性質及び内容に応じて真摯に対応することとする。

2.1.8. 他のフードデリバリー・デジタル・プラットフォームへの登録の阻害禁止

事業者は、配達員が、他のフードデリバリー・デジタル・プラットフォームに登録を行うことを妨げてはならない。

2.1.9. フードデリバリー・デジタル・プラットフォームへの登録事項等の改善

事業者は、問い合わせ窓口を設置するなど、配達員のフードデリバリー・デジタル・プラットフォームへの登録事項、登録方法、アカウント停止の条件、その他の登録に関する事項に係る要望を把握する仕組みを構築することとする。

また、事業者は、把握した要望を踏まえて、配達員のフードデリバリー・デジタル・プラットフォームへの登録事項等の改善に努めることとする。

2.1.10. 個人情報の適切な取扱い

事業者は、配達員の個人情報を取り扱うにあたり、その利用の目的をできる限り特定した上で本人に通知又は公表することとする。事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超え

て、個人情報を取り扱わず、配達員の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な取組を行い、第三者提供については法令で許容される範囲内で対応するなど、個人情報の保護に関する法律を遵守することとする。

2.1.11. 個人情報の共有

事業者は、配達員、注文者、飲食店等の間で個人情報を相互に交換する必要がある場合には、第三者提供についての適切な同意を取得するなど個人情報の保護に関する法律を遵守した対応を行うとともに、配達業務に必要な範囲に限って提供し、配達業務の完了後は、配達員、注文者、飲食店等がこれらの個人情報をみだりに閲覧又は使用できないような仕組みを講じるなど、個人情報の限定的な共有に努めることとする。

2.2. 配達員の配達業務の条件の適正化に関する取り組み

2.2.1. 配達業務の条件の明示

事業者は、配達員に対して、個別の配達業務を確定するにあたり、あらかじめ、以下の事項を通知することとする。

- ① 配達業務の内容(例えば、受け渡し場所と配達先に関する情報、当該配達にかかる想定時間または想定距離等が考えられる)
- ② 当該配達により提供される想定報酬額又はその算定方法²
- ③ 報酬の支払い期日
- ④ 報酬の支払い方法
- ⑤ その他配達に関係する事項

条件の提示においては、フードデリバリーサービス事業が発展段階にあり、想定外の事案が発生する可能性もあることに鑑み、「その他前号に準じる事由」や「その他やむを得ない事由」のような一般条項を設けることを妨げない。ただし、具体的な事由として特定が可能となった場合には、速やかに提示することとする。

通知は、配達員において、当該通知内容書面を保存し、又はいつでも参照することが可能であれば、電磁的方法によって行うこともできることとする³。

2.2.2. 配達業務の受託

事業者は、配達員が配達業務を受託するか否かを自由に判断できるようにする。

² 下請代金支払遅延等防止法(以下、「下請法」という)の適用対象となる場合は、同法上の書面交付にあたっては、下請代金の具体的な金額でなく「算定方法」を記載することが認められるのは、「具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合」等の留保が置かれており、事業者はこれに注意しなければならない。

³ 下請法の適用対象となる場合は、下請法第3条違反とならないように必要記載事項を全て網羅した書面を交付する必要がある。また電磁的方法による発注を行う場合は、「下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項」(平成13年3月30日公正取引委員会)に沿った対応をする必要があることに、事業者は注意しなければならない。

2.2.3. 配達業務の条件の一方的な変更の禁止

事業者は、配達員の事前の同意なく、2.2.1に基づいて通知した個別の配達業務の条件を変更してはならない

2.2.4. 配達業務の完了手順の明確化

事業者は、個別の配達業務が完了する手順をあらかじめ規定し、配達員に提示することとする。

例えば、注文者に手渡しした場合や、置き配達をした場合などに、アプリ上で配達員が配達の完了を確定できる仕組みを構築することが考えられる。

2.2.5. 事業者の禁止行為

事業者のうち、下請法に定める親事業者に該当する者は、下請法第4条に定められている親事業者の遵守事項に関する規定を遵守するものとする。また、親事業者に該当しない事業者であっても、当該規定に十分留意するものとする⁴。

2.2.6. 配達業務の報酬の適正化

事業者のうち、下請法に定める親事業者に該当する者は、下請法第4条に定められている親事業者の遵守事項に関する規定のうち、特に支払対価について、これを遵守するものとする。また、親事業者に該当しない事業者であっても、当該規定に十分留意するものとする⁵。

なお、ガイドラインは、報酬額の決定方法は多様であることを前提としており、各事業者の創意工夫により報酬額を決定することを妨げるものではない。「著しく低い」かどうかの判断にあたっては、配達員に提供される様々な対価を幅広く斟酌し得るものであり、例えば、個別の配達業務への基本報酬や距離報酬、加算報酬等に加え、一定の配達業務回数を達成した時に提供される報酬を考慮することもできるものとする。

2.2.7. 配達業務の条件の改善

事業者は、問い合わせ窓口を設置するなど、配達員の配達業務の条件に関する要望を把握する仕組みを構築することとする。

また、事業者は、把握した要望を踏まえて、配達業務の条件の改善に努めることとする。

⁴ 下請法第4条第1項では、役務提供委託に関し、親事業者による以下の行為が禁止されている(配達業務に特に関係するものを抽出。支払対価に関しては次条で規定しているため除く)。

①下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。

②下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

③下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

また、同条第2項では、役務提供委託に関し、親事業者は、以下の行為をすることによって、下請事業者の利益を不当に害してはならない旨規定されている(配達業務に特に関係するものを抽出)。

①自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

②下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に給付をやり直させること。

⁵ 下請法第4条第1項では、親事業者が、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めることが禁止されている。

2.2.8. 配達業務の条件に関する相談対応

事業者は、配達員が配達業務の条件について疑義が生じた場合等に相談できる仕組みが存在することを、配達員に周知することとする。相談できる仕組みの事例としては、事業者が運営する配達員向けの相談窓口や、政府の運営する「フリーランス110番」等が挙げられる。

2.2.9. 配達員との相互理解の促進

事業者は、配達員との相互理解を促進するため、各事業者の判断のもと、適切な仕組みを構築し、これを実施することとする。

例えば、配達員の意見を収集し、当該結果や対応を共有する仕組みや、事業者と配達員とが各種課題について対話を行う仕組みなどが考えられる。

2.3. 配達員による適正かつ円滑な業務遂行のサポートに関する取り組み

2.3.1. 国内において就業に必要な在留資格等の確認

事業者は、配達員が適法に業務を遂行できるよう、配達員に対し配達業務を行うにあたり必要となる在留資格等について情報提供するとともに、配達員による確実な実行のサポートに努めることとする。

例えば、配達員が日本国籍を有しない場合、事業者は、在留カードや資格外活動証印等を確認し、有効な在留資格等及び就労資格を有していることを確認することとする。

2.3.2. 配達業務に必要な法律上の要件の確認

事業者は、配達員が適法に配達業務を遂行できるよう、配達員に対し配達業務の遂行にあたり必要となる資格や届出、保険などについて情報提供するとともに、配達員による確実な実行のサポートに努めることとする。

例えば、以下のような対応が考えられる。

- ① 配達員が自転車を用いて配達業務を行う場合には、稼働する地域の条例によっては、対人賠償責任保険に加入することが義務付けられていることを、配達員に周知する。
- ② 配達員が原動機付自転車を用いて配達業務を行う場合には、事業者は、配達員が原動機付自転車免許や普通自動車免許など有効な免許を取得していることを確認する。また、配達員が自動車損害賠償責任保険に加入していることも確認する。
- ③ 配達員が貨物軽自動車運送事業として配達業務を行う場合には、事業者は、配達員が普通自動車免許など有効な免許を取得していることを確認する。また、配達員が貨物自動車運送事業法に基づく有効な届出を行っていることを確認する。さらに、自動車損害賠償責任保険に加入していることも確認する。
- ④ 事業者は、配達員に対して、125cc超の二輪車や四輪車（軽貨物を含む）を用いて配達業務を行う場合には、貨物自動車運送事業法に基づく届出や許可が必要であることを配達員に周知するとともに、配達員が同法違反の懸念がある場合、注意喚起等を行うこととする。

2.3.3. 配達業務遂行に係る支援

事業者は、アプリの操作方法や業務に必要な機材など、効率的で円滑な配達業務の遂行に資する情報を提供することに努めることとする。

2.3.4. 配達業務での受け渡し場所及び配達先に関する情報の正確性確保

事業者は、配達員が円滑に配達業務を行うことができるよう、受け渡し場所と配達先に関する情報が正確なものとなるよう努めることとする。

また、事業者は、情報の正確性がより高まるような仕組みの導入にも努めることとする。例えば、配達員からの通報に基づき、受け渡し場所や配達先の情報を更新する仕組みを導入することなどが考えられる。

2.3.5. 飲食店等との連絡手段の確保

事業者は、配達員と飲食店等とが直接的又は間接的に連絡を取り合える手段を提供することとする。例えば、配達員と飲食店等とが間接的に連絡を取り合える手段としては、アプリ内での通話機能や、サポートデスクを介したやりとりが挙げられる。

2.3.6. 注文者との連絡手段の確保

事業者は、配達員と注文者とが直接的又は間接的に連絡を取り合える手段を提供することとする。例えば、配達員と注文者とが間接的に連絡を取り合える手段としては、アプリ内での通話機能や、サポートデスクを介したやりとりが挙げられる。

2.3.7. 評価制度の適正性の確保

事業者は、配達員の配達業務を事後的に評価する制度を設ける場合には、これが適正に行われるように努めることとする。

2.3.8. 配達員、注文者、飲食店等の間でのトラブルの防止

事業者は、配達員と注文者、及び、配達員と飲食店等との間でトラブルの発生を抑えるため、注意喚起等の措置を講じることとする。

2.3.9. 配達員、注文者、飲食店等の間でのトラブルへの対処

事業者は、配達員と注文者、及び、配達員と飲食店等との間でトラブルが発生した場合、サポートセンターによる聴取やアプリ上での相互評価等により、当事者又は第三者から報告を受け付ける仕組みを構築することとする。

また、事業者は、トラブルの報告を受けた際は、当事者への事情確認や注意喚起等の措置により対処する仕組みを構築することとする。

2.3.10. 飲食店等への協力依頼

事業者は、配達員が円滑に配達業務を遂行できるよう、飲食店等に対して、受け渡し場所の登録、連絡先の登録、調理のタイミング、容器の使用、梱包の方法、受け渡しの方法、衛生管理の方法等の助言に努めることとする。

また、事業者は、配達員や注文者等からの指摘などを踏まえ、飲食店等において、これらの取り組みが十分なされていないと判断した場合には、必要に応じて、飲食店に対して注意喚起を行うなどの措置を取るよう努めることとする。

2.3.11. 注文者への協力依頼

事業者は、配達員が円滑に業務を遂行できるよう、注文者に対して、配達先の登録、連絡先の登録、受け渡しの方法等の助言に努めることとする。

また、事業者は、配達員等からの指摘などを踏まえ、注文者において、これらの取り組みが十分なされていないと判断した場合には、必要に応じて、注文者に対して注意喚起を行うなどの措置を取るよう努めることとする。

2.3.12. 個人事業主としての税務処理に関する情報提供

事業者は、配達員が個人事業主として確定申告業務や消費税納付等の税務処理を行うのに必要な情報提供を行うよう努めることとする。

2.4. 配達員が安心・安全に働ける環境の整備に関する取り組み

2.4.1. 配達業務中の交通事故等への備え

事業者は、配達業務中の交通事故等に備え、配達員に対し、以下の措置を講じることとする。

- ① 配達員への対人及び対物賠償責任保険を付保する(但し、配達員自身による自賠責保険の付保を除く)。
- ② 配達員への傷害補償を提供する。

2.4.2. 配達業務前後の交通事故等への備え

事業者は、配達業務前後の交通事故等に備え、配達員に対し、以下の措置を講じるよう促すことに努める。

- ① 配達員自身への対人及び対物賠償責任保険を付保する。
- ② 配達員自身への傷害保険を付保する。

2.4.3. 労働者災害補償保険に関する情報提供

事業者は、必要に応じて、配達員に対して労働者災害補償保険に関する情報提供を行うよう努めることとする。

2.4.4. 交通安全対策の実施

事業者は、配達員の交通安全向上のため、交通安全に係る注意喚起や情報提供等必要な措置を講じることとする。具体的な措置に関しては、協会において別途定める「交通安全ガイドライン」において規定する。

2.4.5. 健康保険制度に関する情報提供

事業者は、必要に応じて、配達員に対して健康保険に関する情報提供を行うよう努めることとする。

2.4.6. 介護保険制度に関する情報提供

事業者は、必要に応じて、配達員に対して介護保険に関する情報提供を行うよう努めることとする。

2.4.7. 年金制度に関する情報提供

事業者は、必要に応じて、配達員に対して年金に関する情報提供を行うよう努めることとする。

2.4.8. 福利厚生制度に関する情報提供

事業者は、必要に応じて、配達員に対して個人事業主としての福利厚生に関する情報提供を行うよう努めることとする。

2.4.9. 安心・安全に関する取組みの改善

事業者は、配達員の就業環境の安心・安全に関する要望を把握する仕組みを構築することとする。

また、事業者は、把握した要望を踏まえて、安心・安全に関する取組みの改善に努めることとする。

3. 協会における取り組み

3.1. 配達員の登録及び登録停止の適正化に関する情報提供

協会は、ガイドラインが規定するフードデリバリー・デジタル・プラットフォームへの配達員の登録及び登録停止の適正化を推進するため、必要に応じて、事業者へ情報提供等を行うこととする。

3.2. 配達員の配達業務の条件の適正化に関する情報提供

協会は、ガイドラインが規定する配達員の配達業務の条件の適正化を推進するため、必要に応じて、事業者へ情報提供等を行うこととする。

3.3. 配達員による適正かつ円滑な業務遂行のサポートに関する情報提供

協会は、ガイドラインが規定する配達員による適正かつ円滑な業務遂行のサポートを推進するため、必要に応じて、事業者へ情報提供等を行うこととする。

3.4. 配達員が安心・安全に働ける環境の整備に関する情報提供

協会は、ガイドラインが規定する配達員が安心・安全に働ける環境の整備を推進するため、必要に応じて、事業者へ情報提供等を行うこととする。

特に、協会は、労働者災害補償保険の特別加入制度への配達員の加入を促すため、必要に応じて事業者を通じて情報提供等を行うこととする。

以上

(別紙)配達パートナー就業環境整備委員会 開催実績
(ガイドライン策定に係るものを抜粋)

会合	開催日	議題	出席者
第2回	2021年11月25日	1. 配達員の就業環境に関する課題 2. 配達員の実態 3. 配達業務の実態 4. ガイドライン策定に向けた進め方	会員のみ
第3回	2021年12月2日	1. フードデリバリー産業の現況 2. 配達員の就業環境に関する課題 3. 配達員の実態 4. ガイドライン策定の方向性 5. 配達員の就業環境等に係る課題認識 6. 今後の進め方、委員長総括	会員、 外部専門家、 オブザーバー、 ゲストスピーカー
第4回	2021年12月17日	1. EUにおけるプラットフォームワーカー保護の動向 2. 配達業務の実態 3. 主要論点に関する検討 4. 今後の進め方、委員長総括	会員のみ
第5回	2022年1月21日	1. 配達業務の実態 2. 主要論点に関する検討 3. フードデリバリー配達員アンケート集計速報 4. EUにおけるプラットフォームワーカー保護の動向 5. 今後の進め方、委員長総括	会員、 外部専門家、 オブザーバー、 ゲストスピーカー
第6回	2022年2月4日	1. アカウント停止に関する規定方針 2. 稼働に必要な資格等の確認 3. 個人情報に関わる問題事例 4. 今後の進め方、委員長総括	会員のみ
第7回	2022年2月17日	1. アカウント停止に関する規定 2. 稼働に必要な資格等の確認に関する規定(白ナンバー対策含む) 3. 配達員グループインタビュー速報 4. 今後の進め方、委員長総括	会員、 外部専門家、 オブザーバー
第8回	2022年3月3日	1. 残論点の検討 2. ガイドライン案の確認 3. ガイドライン準拠状況の自主点検 4. 今後の進め方、委員長総括	会員のみ
第9回	2022年3月11日	1. 残論点の検討 2. ガイドライン案の全体像 3. ガイドライン準拠状況の自主点検 4. 今後の進め方、委員長総括	会員、 外部専門家、 オブザーバー
第10回	2022年3月24日	1. ガイドライン案の修正確認	会員のみ

第11回	2023年3月27日	1. 配達員ガイドライン改訂の背景 2. 配達員ガイドラインの改訂方針 3. 配達員との相互理解を促進する事業者の取り組み事例 4. 国内の参照制度・事例 5. 海外の参照制度・事例 6. 今後の進め方	会員のみ
第12回	2023年4月24日	1. 配達員ガイドラインの改訂 2. ガイドライン対応状況の自己点検 3. 委員長総括	会員、 外部専門家、 オブザーバー

(別紙)配達パートナー就業環境整備委員会 参加者

種別	所属	役職	氏名
委員長	JaFDA	理事	大内 伸哉
会員	Uber Eats	公共政策部長	西村 健吾
会員	Uber Eats	公共政策部マネジャー	岩波 隆一郎
会員	Uber Eats	公共政策部マネジャー	平城 由紀
会員	出前館	シェアデリ品質管理グループマネージャー	和田 龍
会員	出前館	シェアデリ人事グループマネージャー	志垣 重雄
会員	出前館	法務部法務グループマネージャー	阪井 哲朗
会員	menu	執行役員	井上 健
会員	menu	ファイナンス本部 部長	盛川 大輔
会員	エニキャリ	業務推進本部 執行役員	樋口 優貴
会員	FineDine	FCサポート部 FC教育グループ グループマネージャー	佐藤 真一
会員	Wolt	オペレーション本部長	熊谷 健介
会員	DiDi Food	コーポレート・アフェアーズ本部 渉外部マネージャー	高橋 歩
会員	Doordash	法務部長	梶元 孝太郎
会員	foodpanda	政策渉外部長	西城 明彦 (第5回まで参加)
外部専門家	プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会	代表理事	平田 麻莉
外部専門家	プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会	理事	中山 綾子
外部専門家	プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会	白書・調査チームリーダー	後藤 潤子
オブザーバー	厚生労働省	雇用環境・均等局 在宅労働課 課長	堀 泰雄
オブザーバー	農林水産省	大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課 課長	須永 新平
オブザーバー	国土交通省	自動車局 貨物課 課長補佐	長瀬 洋裕

ゲストスピーカー	公正取引委員会	経済取引局 総務課 経済調査室 室長	五十嵐 俊子
----------	---------	--------------------	--------